

## 天保十年

## 御用留

後藤重巳

## 解題

## 一、はじめに

今回は、天保十年の御用留を翻刻、紹介する。前号までに五馬市村文書のうち、天保九年・同十一年・十五年分を紹介したが、同十年分が遺漏していたので、ここに追加する。

本文書は、過年、一古書肆を通じて収蔵した為に、直接的には元所蔵者に関わる情報を欠いているが、文書の内容から旧五馬市村の庄屋が所管していたものであることは明らかである。

先に紹介した如く、五馬市村は日田代官所支配下にある幕領で、周辺の七ヶ村とともにいわゆる「奥五馬筋」を構成する一村であった。

五馬市村の「五馬」は中世期をとおして「五馬庄」の広域な地域の母体として用いられ、十六世紀末期でも広域な通称名で史料に登場する。

五馬庄は、慶長六年の「予州替地御知行目録」(『大分県史料』第二五巻所収「佐伯藩政史料」)には、高二七二石と見え、同十年の「検地目録帳」(同)には、田数一一四町余の反別で示されている。この庄域には、のちの『正保郷帳』によると、女子畑・大鳥・柚野木・湯山・本城・五馬市・新城・芋作・出口・塚田・続木・高取などの諸村が含まれている。これらの諸村のうち、続木・高取の両村は、現在の行政区では日田郡大山町に属し、残る諸村は、天瀬町の町域となっている。女子畑以下、塚田までの諸村はいわゆる俗称「五馬筋」に属し、詳しくは女子畑など北西部六村を「口五馬筋」、南東部七か村は「奥五馬筋」と呼ばれた。五馬市村を含む本城・新城・芋作・出口・塚田・桜竹(石井郷)村の七か村が後者に属する。

これら七か村は、近世期をとおして何れもいわゆる「朱印村」であり、『正保郷帳』によると、その総高は一、八〇〇石八斗八升五合余となる。奥五馬筋七か村のうち、五馬市村と出口村は、日田と肥後ないし豊後国西部地域を結ぶ「肥後往還」の沿線に展開し、なかでも出口村には「御用人馬継立所」が設けられ、馬借問屋もあり、村人の作間の稼ぎの項には「本村の儀は、肥後国道筋にて御座候間、往來の駄賃日雇等取申」(宝曆五年「村鑑帳」)と見えている。一方、五馬市村は、筋名の由来から推察できるように奥五馬筋の主邑的存在にあり、村の中心に鎮座し、五馬媛を祀る「玉來神社」は地域の「惣社」的な位置を占めている。

ところで、幕領における郷村支配制度にあつて、いわゆる「大庄屋」制が廃止されるのは正徳三年であり、日田郡内の幕領においても、当然変革がなされた。

当期の五馬市地域における大庄屋が、何家であったかを知り得る史料を管見しないが、以降、日田郡では「筋村制」が施行され、筋ごとにいわば「筋庄屋」とも呼べる輪番制の主宰庄屋が創立されて行くらしく、これが「筋代」である。「筋の代表」の意でもあろうか。

奥五馬筋における「筋代」については、「御用留」の記事や所管情況などから、輪番制であったことを指摘しておいたが、そのような一時的な地方役人と村や筋で所管する「地方文書」の管理問題は、また明らかにされていない。

## 二、引継ぎ文書の行方の謎

本学に架蔵されているこの五馬市村文書は、近世末期の村方文書としては、比較的まとまった内容の文書群であるが、この文書をめぐってはやや不可思議な問題があり、以下に簡単に述べておく。

当五馬市村文書のなかに、「五馬市村諸帳面引渡覚」なる史料がある。その体裁は表・裏表紙とも六丁のうち、墨付四丁の長帳である。以下、煩わしいがその内容を一覧する。

畑方名寄帳 元和五年 壹冊

田方検見帳 延享三年・寛政子年分

御免割帳 宝暦六・七・八・天明元より寛政九年

皆済帳 寛政二年より十年

御米仕訳帳 同九冊

村入用帳 寛政元年より巳年 八冊

村鑑帳 壹冊

明細帳 二冊 但村絵図三枚質入

田畑反別帳 壹冊

裏印鑑帳 宝暦六年以来 三冊

御免札皆済目録「延享元年より寛政年中迄 計七七」

皆済目録「宝暦年中より安永年中三二」

宗門帳 天明より寛政九年迄 十冊

地番帳並鍬下帳

田畑畝高帳 壹冊

御割付 明和七より寛政九迄 八八通

田畑見取御高入小前帳

御林帳 壹冊

百姓持山ヶ所反別帳

夫食三拾ヶ年賦返納帳 壹冊

高拔差帳 宝暦六年以来 三冊

高松納年賦仕出帳

梟取畑御高入帳

新見取畑反別書上帳

田畑見取御高入小前帳並亥年御検地地引帳 紙袋入一ツ

午未中人馬諸割帳

丑寅卯辰諸出米帳

戊亥子諸出米帳

寅卯午未二月迄諸出銀帳

青年検見木用十件

申より辰検見帳並御下札吉枚諸勘定引書

帳面たんす 一ツ

(「一」内は便宜的に筆者集計。見せ消ちはそのまま)

これらの文書は、寛政十一年九月、同筋出口村庄屋徳兵衛から「五馬市村当時庄屋受持 組頭中」宛に引渡されたもので、右の文書を列挙ののち「右は五馬市村諸帳面引渡申候ニ付、御改御受取可被成候、万々一残帳面見出候ハハ、其節相渡可申候」と請書されている。

この文書の引渡しに関わる詳しい経緯は明らかではないが、これより以前、何らかの事情で、出口村庄屋が五馬市村庄屋を暫時兼帯したものが、村方文書を移管・管理していたものを、寛政十一年に五馬市村庄屋が復活し、関係文書の返却に際し調製されたものである。

すなわち、寛政元年〜十年の間は、五馬市村庄屋は出口村庄屋彦右衛門が兼帯しており、五馬市村の村政の実務は、五馬市村の数人の組頭と三人の百姓代で執行されていた。その事実には本学架蔵の寛政元年以降の五馬市村「免割帳」の奥書きで明らかにされ、彦右衛門は天明期以降、出口村の庄屋であったことも他の史料(天明八年「出口村明細帳」)で知られる。

寛政十一年正月の五馬市村「宗門御改帳」、同年九月の「免割帳」(共に本学架蔵)奥書の段階でも、同村組頭・百姓代のみが連署し、庄屋の署名が欠落している、ここには兼帯庄屋の署名も見られない。そして十二年四月の五馬市村「裏印鑑帳」(同)表紙裏に「寛政十二年申四月ヨリ 庄屋宇平次 相勤」との記事が見え、はじめて、九月の「免割帳」(同)、つづけて翌年十三年の「宗門御改帳」(同)の奥書からは「五馬市村庄屋 宇平次」の署名が正式に登場する。

文書引継帳に「五馬市村当時庄屋受持 組頭中」の意味は、こうして明らかにされるが、一方、この時点では、出口村庄屋は、彦右衛門から徳兵衛に交代している。

隣接する村の間にあつて、庄屋が二・三か村を兼帯する事例は珍しくないが、五馬市・出口両村のこの庄屋兼帯の経緯は、今の段階では明らかでなく、今後の課題になる。

さて、これら引き渡された文書(以下、「引継文書」と略称)の二々の内容について検討する暇はないが、注意すべきは、それら引継文書と「五馬市村文書」として本学に架蔵されている文書(以下、「架蔵文書」と略称)との整合性の問題がある。

いわゆる「地方三帳」と称される検地帳(水帳・名寄帳を含む)・割付状(免割等名称のものを含む)・皆済目録など、三種の文書はその性質上、伝世性が強く、引継文書に見える元和の畑方名寄帳は、架蔵文書中の同名文書と団体と思われる。以下、割付状・皆済目録の内には年代的に整合するものが多く含まれるが、その詳細については割愛する。架蔵文書中で、引継文書と符合するものは、外題的には、先の引渡目録中で傍線を付したものであるが、御免割帳・村鑑帳・明細帳・裏印鑑帳・宗門帳・高拔差帳など文書外題は共通するものの、調製年代では符合するものは少ない。

今、架蔵文書を検索すると、畑方名寄帳・割付状・皆済目録を除く文書のなかで、まず村鑑帳一点と明細帳三点が寛政十一年以前の年次のものとして

所収されるが、引継文書ではともに村名・年次を明記しない為に、架蔵文書との整合関係は明らかになしえない。御免割帳は、架蔵文書の内では、寛政元年分を最古とし以降、十年度分を欠く累年分が所収されているが、これらはすべて引継文書と団体見られる。裏印鑑帳は、表紙に「忝番」と明記される宝暦六年(明和三年迄)・「忝番」明和四年(寛政八年迄)、「参番」を欠き、「四番」と記される寛政十二年度分の三冊が含まれ、三冊目の帳面の表紙裏に「寛政十二年四月ヨリ 庄屋宇平次 相勤」と念書されることは先述のとおりである。

残る高差抜帳は、引継文書には「宝暦六年以来 三冊」とあるが架蔵文書では、「忝番」宝暦六年(明和八年迄)・「忝番」は欠け、「参番」寛政三年(文化十二年迄)の二冊が見られ、これらは二冊はともに引継文書と考えられる。

架蔵文書中には、累年的な宗門御改帳が含まれが、寛政十一巳年の「社人」分が最古であり、この一冊のみが、出口村から引き渡されたものであることは明らかである。

このように比較してみると、本学に架蔵した文書は、極く一部を除いて、そのほとんどは宇平次が五馬市村庄屋に就任以降に調製された文書である事が判明し、出口村から引き継がれた文書は、その大部分がいずれかに残された事になる。

引継ぎ文書目録の末尾には、「帳面たんす 一ツ」と見え、相伝的な文書収納箱が備わっていたことも知られるが、その中から大半の文書が分離されたことになる。

近世期郷村制下における組・手永などに関わるまとまりある地方文書が、明治初期の町村合併など村組替えによつて、地域ごとに分解・分轄されるらしいことは、事例的に明らかにされる(豊前安武手永「松尾文書」など)が、五馬市村文書の場合、このような村方文書の分散化には、どのような背景があるのか。本学架蔵の五馬市村文書の中には、ほかに明治四年六月、隣接する旧同筋の新城村からの「新城村諸帳面引渡帳」が含まれているが、そのうちに列記される文書も、極く一部を除けば、本学架蔵分に含まれていない。

因みに本御用留の料紙は、五馬市村の旧帳簿「戊御免割」の紙背である。この戊年に付いては確定し得ないが、記事の一部に「天保四巳御高入役附」と見えることから、天保四年以降に調整された帳簿であることに間違いない。村方文書の一部がこのような形で煙滅していく様子が察せられて関心が持たれる。

この外に「文化五年三月 辰春書出帳」(横帳)・「天保九年四月 伊勢初穂目録」(同)・「天保九年十二月 戊三納銀不足書出帳」(同)などの紙背が利用されている。このうち天保九年の二帳簿は、本御用留が記録される前年度の村方の帳簿であり、このような帳簿がかくも早く廃棄され、紙背として再利用される事の意味は即断しかねる。

このような問題は、文書の単なる散逸と云う問題以外に、地方文書の管理に関わる問題があるものと考えられ、興味を惹くところである。問題は別稿に譲る。

尚、文末に、本学架蔵五馬市村文書の研究的活用事例を紹介しておく。

内田鉄平「女性筆頭人と村社会——豊後国日田郡五馬市村を素材に——『大分県地方史』第一八七号 平成十四年十二月

後藤重巳「幕末期における株刈敷入会問題をめぐって」『史学論叢』第三二号 平成十四年三月

別府大学附属博物館「展示目録「収蔵古文書・写本展」解説『博物館たより』第四三号 平成十二年三月

近世史研究会『豊後国日田郡明細帳』平成十一年三月

後藤重巳「近世末期豊後日田周辺農村の物流——楮皮の他所売り史料から——『別府大学紀要』第三十九号 平成九年三月

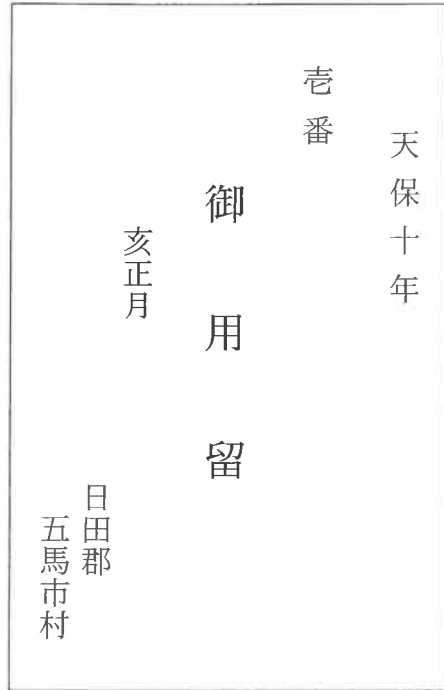
後藤重巳「安政五年 吳崎新田行 手帳」(史料紹介)『史学論叢』第二三号 平成五年二月

### 三、翻刻の凡例

- 一、体裁は、原本体裁を尊重すべきであるが、組の都合上、便宜によって変更した。
- 一、助詞の「者」は、全て「は」で表現した。旧漢字のうちには、一部、当用漢字になおしたものがある。
- 一、文中の誤字・解読不明の文字・箇所などは、(ママ)・(カ)・「」・□ など以示した。
- 一、各項の○印は編集者が加えた。

(以上)

(表紙)



(夕テ二五cm・ヨコ一九cm)

亥正月

信作勤役 始

筋代御用 左之通

○一、長崎御廻米着船御座候内／六百石積之舟ニ忒拾四五石もさし米／有之、惣て欠米多分御座候二付／同所出役松木弥兵衛殿より代り呉候様／郡方惣代江書中参り候二付、添り役二耆人のこし候様相談相決し申候、

一、当御口米御高札御直段通、御口米ニ／三升欠ヲ掛、御取立之御触追々／御仕出ニ相成候へとも、御口米割賦延引ニ相成候間、筋代より申上候、

一、去々酉年御口米、江戸買納足銀／追刻去十一月借立ヲ以御上納、

此節／元利御口米一同取立ニ相成申候間／各様酉之御口米ニ左之當り御掛／御取立可被成候、

七拾三兩三步

外ニ 三步

是は江戸買納代金為差登之処、御用立鶴屋清兵衛へ肴料

合金 七拾四兩貳歩

代銀 四貫四百七拾目

残 貳百六拾八匁貳分

銀 四貫七百三拾八匁貳分

口米三拾八石壹斗八升 引残り

但 割高四百三拾九石貳升貳合

但 口米壹石二付 銀拾匁八分内

右之通此節御用 (談脱力) 御座候、

戌正月廿日

外 六ヶ村 塚田始 櫻竹留り

本城良平

○前々被 仰出候法度之趣並五人組帳／ヶ条書之通、弥相守候儀は勿論／婚禮之節水掛ヶ之類其外喧嘩口論等不致、忠孝を相励農業／家業を出精いたし、万事費を／省キ儉約第一二心掛候様可申教候、

但 田畑作付手入念耕作手後二不／相成様為致、且檜櫛茶苗木植付、杉／差立候様是又小前江急度申付候、

一、当亥年定免年季切替有之村々／格別増米いたし並小物成其外年々／不定米銀納之分、当亥年稼増減／有無取調、いつれも二月廿日迄二／無間違書付可差出候、

但 築網渡世之類は、五月廿九日迄二書付／可差出候、

一、前々荒地並近年荒地之分は、精々／可起返は勿論之儀、起返後当亥年／十三ヶ年目二相成候分、本免入並免上等／取調、五月十日迄書付無間違可差出候、

但 畑成田等有之分は取調、是又五月中／書付可差出候、

一、見取場小物成場之内、御高入可相成／場所並野畑刈畑等より見取場二可／相成分、其外新規切開切添等之／地所有之候ハハ、無油断吟味いたし／可申出候、

一、御林往還並木道沿其外、地続之／場所連々田畑江切込候故、往来／道巾狭く相成、人牛馬共通路差支候／場所所有之哉二相聞、甚如何の事二候／右躰之場所は、古来之道敷取調／切狭候丈其地主江申付、道敷元形／之通附土いたし往来差支不相成様／可致候、都て道橋之儀は、春中農業／手透之間手入いたし、往来不／差支様可致候、

一、御林近辺ノ野火有之節は、村役人／山守其外早速駆着消留可申候／御林之儀は前々より被仰渡も有之／大切之儀二付、聊か等閑二致問敷候、

一、当亥年宗門絵踏之儀、二月中旬より／出役廻村相改候条、宗門人別帳／五人組帳並前々仕来之通、家内／人数男女年附ケ、牛馬数等入念／相改、並小前老人別持高等不洩様／相記印形取揃、当月晦日限可差出候／且絵踏之節、他出病気等二て罷出／兼候もの並留守居之者名前書は出役先二差出、改を可請候、

但 年々引続他出断等いたし候も有之哉二／相聞、甚如何之事二候、以来は宗門改以前呼返シ置可申候、

一、老人および候者を八宗門人別帳相除／候之族も間々有之、不孝之筋二テ甚如何ノ之事二付、先支配ニおゐて伺之上／申渡置候通、八

十歳以上之老人有之／下女下男等も無之者は家別合ニ相勤候／公役、村役之人夫を相除孝道を為相弁／都て老人を致大切二候様可申候、

但 八十歳以上之ものは勿論、当年／八十歳二相成候もの取調、増減書付／宗門帳ニ相添可差出候

一、百姓共之内、相続人無之百姓之者を、他所江／遣し候ては百姓株相減候二付、右様ノ之ものは、他所江差遣間敷候、若無抛／子細有之候ハハ、其段願出差図を可請候、

但 百姓株相続可致もの年若二て独身二候ハハ／相応之嫁婿を取遣し、及老年子無之／ものは養子を世話いたし遣、都て百姓／家名不絶様篤世話可致候、

一、孝行奇特之者は勿論、農業格別／出精之者有之候ハハ、其段取調可申出候、

一、博打は不及申、諸勝負堅相慎／可申、且村役人共村内繁々見廻り／小前末々迄右躰之儀無之様嚴重二／取締可致候、

一、御免無之者帯刀致間舖候、若心得違二て／帯刀いたし候力又は長脇差を帯し／百姓不似合風躰之者見当候ハハ／早々可訴出候、

一、堤川除用水路御普請自普請所共／破損いたし候ハハ、可成丈小破之内／取締、不及大破様可致候、

一、高札之儀、年数相立文字相分兼／候之分は、墨人之儀可願出候、一、鶴取候儀は、決て致間舖候、

一、貯穀之儀は、年々作徳之内を以出穀／いたし困置候得は、凶作其外二て夫食／差支可及飢渴之時節割渡、可／為凌との事二て、全百姓を御勞り／御憐愍之厚キ御趣意二有之候故／百姓共無懈怠出殺いたし候様申論／候得共、兎角余慶之品を相納候事ノ之様ニ存候族も有之哉二相聞、甚以心得違之事二候、既二去々年之如キ凶作二て／

夫食二差支候節は、銘々江割渡二相成ノ飢渴をも相凌候事は歴然之儀二有之ノ格別出穀いたし凶年手当二困置ノ候之様可致候、

但 小前之内ニは凶災と申は稀成事ニテノ見越之覚悟いたし候より少しも緩々ノいたし候方可宜等と心得違之ものもノ可有之哉ニ候得共、何時何様之儀可有之ノ哉も難計、其場ニ臨ミ如何様相敷候共ノ無詮事ニテ、平日心掛之厚薄ニ寄りノ非常之節安危ニ拘候事ニ付、此儀能々村役人より可申論候、

一、村入用之儀は、村役人之世話方厚薄ニ寄ノ軽重も実意ニ世話可致候、右村入用帳はノ仕来之通、三月朔日限可差出候、

右之趣、村役人共得其意、小前未々迄不洩様ノ可申通候、此廻状村下ニ令請印早々順達ノ留村より可相返もの也、

亥正月六日

日田御役所 印

正月六日 新城より請取ノ小五馬継立申候、

組代 印

五馬市村

〇一、銀 九拾式匁三分四厘

右は、去戌御年貢銀之内、是迄取立銀高江ノ懸候納入用、凡積銀耆貫目二付、拾五匁宛ノ取立候条、来月十四日十五日之内、急度上納ノ可致候、尤御年貢銀不殘納相濟候得はノ猶又凡積を以取立、過不足有之候ハハ、其節ノ可相触条其旨相心得可申、廻状村下庄屋令請印早々順達、留り村より可相返もの也、

亥正月廿四日

日田御役所 印

右村々 庄屋

組頭

百姓代

二月二日出口村より請取、同新城村江継立申候

〇一、米 八石六升四合

此欠米 式斗四升式合

八石三斗六合

代銀 耆貫百六拾式匁壹厘

外 銀 拾七匁四分三厘 積立入用

右は、其村々去戌御年貢御口米、御年ノ限中、正米江戸御廻米買替代銀並積立ノ納入用共、書面之通割賦相触候条、來ルノ二月十四日十五日兩日之内、急度可相納候ノ此廻状村名下令請印早々順達、留村より可相返もの也、

亥正月廿四日

日田御役所 印

右村々 庄屋

組頭

二月二日出口村より請取ノ同新城村江継立申候、

〇一、銀 八拾七匁九厘

右は去々西口米、江戸買納代足銀ノ追割並右代銀為差登入用銀共、筋代ノ連印仮(借)立ヲ以御上納仕置候分、元利一同ノ割賦相触申候間、來ル二月十四日十五日兩日之内、御口米代一同、丸屋幸右衛門預り手形ヲ以御納ノ可被成候、此廻状村名下請印被成早々順達、留り村より御返シ可被成候、以上、

亥正月

會所 印

百姓代



右村々  
御役頭中

二月二日 出口村より請取／同新城村江繼立申候、

○一、銀 老刃二付 百拾五文

一、金 老両二付 銀五拾九匁四分

但 当御口米御銀直段 丸屋より目録有之御懸屋江納直段

○去戌不定小物成稼人惣代印判並／村役人庄屋印判、一同筋内村々御／  
取集メ、來ル廿日迄無間違御出勤可被成候、以上、

亥二月十三日

本城良平 殿

会所 印

別紙之通申來候間、右印判御取添／明十九日迄当村江向御遣可被成候、  
早々以上、

亥二月十八日

本城良平 印

筋内村々名前書有之、 同日出口より受取、新城江繼立申候、

○一、丁錢 拾九貫八百六拾八文

五馬市村

右は、当亥郡中入用前割、書面之通相触候条／來ル三月十四日十五日  
兩日之内、丸屋幸右衛門預り書を以／可相納候、此廻状村下庄屋令請  
印早々順達、留村より可相返もの也、

亥三月五日

日田御役所

三月九日 出口村より請取／当村より御返申候、

右村々 庄屋  
組頭

○此節筋代御用相勤候処、大超寺二／おゐて、今十一日より十七日迄毎

日供養／相勤り、十四日非時有之候間、御村々先例／之通、別紙供養  
料御持參御參詣／可被成候、

一、当亥初種子、困初ニて御貸渡被下候様／御願申置候、左様御承知  
可被成候、以上、

亥三月九日

桜竹新三郎

出口より十一日請取

筋内 村々 御名前有之

覚

一金 貳朱 桜竹 一金 三朱 本城

一金 貳朱 新城 一金 三朱 塚田

一金 壹朱 出口 一金 壹歩 五馬市村

一金 壹朱 芋作

老両三朱

右は、常念仏供養料村々員數／先例之通御座候、以上、

但 村々より惣代衆へ、來ル十四日非時返上有之／二付、右施物  
持參之事、

亥三月四日 右同断

○其御村々、去戌九月納御巡見様入用追割／今以御納不被成二付、松田  
様より御声懸／借立之儀は、銀主中より催促申上候処、敵敷／可申遣

旨被仰渡候間、此もの着次第御納ノ可被成候、決て延引無之様、早々御納可被成候ノ勿論此者賃錢御渡可被成候、以上、

亥三月十七日

会所 印

亥三月

桜竹	六匁	本城	六匁
新城	六匁	塚田	七匁
五馬市村	六匁	芋作	「空白」
右村々			

御役頭中

十八日受取

○ 乍恐以書付御願奉申上候

一、米 貳百石余

右は、日田玖珠郡去戌御年貢、長崎ノ御廻米之内、是迄積廻シ候分御蔵納ニノ相成候処、書面之石数欠減相立、右二付ノ早々買納手当可仕旨被仰渡、尤欠減ノ相立候節、是迄年々長崎表ニテ御蔵御払米、当年之儀御払米ノ無之趣二付、何方ニテも買替ヲ以積廻シノ御上納可仕旨被仰渡、承知奉畏候ノ然処、未夕村々出生米、積船長崎表ノ着船可仕候分も多分之儀、出生米並ノ兩築買替米積廻シ、御蔵納之上、全ノ欠減不足米之分は、長崎表町内ニテノ売米買納仕度奉願上候、勿論書物ノ欠減之内、疋劣米並切出濡米其外ノ払米代、船頭「弁」等銀辻引残凡不足、時節ノ柄郡々村々とも極々困窮差廻り、取立方ノ必至と差支、当惑仕儀二付、何卒ノ格別の御勘弁ヲ以長崎表江被仰立被相成下、長崎市中売米ヲ以ノ買納被仰付被成下候様奉願上候ノ近比御慈(悲脱力)ヲ以願之通、被仰付被下ノ置候ハハ、郡々村々一統御救之程重畳ノ難有仕合奉存上候、依之私共兩郡惣代連印願書奉差上候、以上、

玖珠郡惣代

瀬戸口村庄屋

三左衛門

辻村 庄屋

新兵衛

町田村庄屋

彦之丞

日田郡惣代

友田村庄屋

平左衛門

秋原村庄屋

八兵衛

高の村庄屋

助六

石井村庄屋

寿作

竹田村庄屋

伊助

五馬一村庄屋

信作

会所詰

用松村庄屋

瀬兵衛

上井手村庄屋

惣右衛門

藤山村庄屋

貫平

日田

御役所

○各様弥御堅勝被成御勤珍重奉存候ノ然は去年來御無心申上候当村新助娘ノ盲女江被仰付候盲人養育料利足ノ二て、去秋より稽古仕候処、御影二て大分ノ出来候趣ニ御座候間、此上申上兼候儀ニ御座候得共、右元錢之処、今一兩年五馬一江ノ御預ケ置被下、利足之分御合力被下候ハハノ少々宛成共稽古為致度、極々困窮者ノ二付、何分自力ニて難出来候間、重々ノ思宜敷奉頼上候、い細之儀は、新助よりノ御願可申上候、右得御意度如此御座候、以上、

亥三月廿三日

桜竹 新三郎

本城 良平 様

新城彦右衛門様

芋作 連平 様

塚田 官兵衛様

出口 弥惣治様

五馬 一信作様

覚 控へ 但本文伝四郎江相渡ス

一金 壹両也

右は、盲人養育料、去戌年分相談之上ノ書面之通ニて受取相済候、以上、

亥三月

桜竹村 新三郎 印

五馬一信作 殿

○亥三月廿八日 筋代

桜竹筋触

貯穀粉御拝借七ヶ年賦、去々西ノ壹ヶ年詰戻シ之分、当亥粉種ニ御ノ拝借奉願候上、格別之趣(力)ヲ以御ノ下渡被仰付候旨、尤村々御廻村ノ御改之上、御割渡被遊候筈之処ノ時節柄御廻村被遊候テハ村々迷惑ノ之筋有之哉ニ付、会所詰より敵敷ノ申渡等閑無之様取計、割渡候御ノ封印之義ハ追テ宗門御改御廻村ノ之節、御出役様江差出可申上旨、是又被仰渡候、

右之段承知仕、早速組合村々江相達ノ等閑之取計無之様、精々取計可申候ノ依之御請印形仕置候、以上、

亥三月廿八日

四月

○ 乍恐以書付御願奉申上候

一、金 貳百兩

右は、去戌

御巡見様御入郡ニ付、御休泊其外諸ノ入用差支申候ニ付、御声掛りを以、丸屋ノ幸右衛門京屋又ハ博多屋鉄之助、右三人よりノ借用仕、諸弘方相済難有奉存候ノ右ニ付、去戌九月中、那方相談取立割賦申触候処、時節柄村々取立方ノ行届兼、此節御召出等閑之段被ノ仰渡、御差当奉受候ては一言ノ申上訳無御座奉恐入候、早速郡方ノ筋限り惣代共呼出、精々取調候処ノ当月十五日限り不足村々取立、廿日迄ノ銀之方急度返済可仕候間、何卒ノ格別之御勘弁ヲ以、此上御願之程御免被成下、右日限御猶予被為下候様ノ奉願上候、右願之通被仰付被下置ノ候ハハ、一同難有奉存上候、依之此段連印願書奉差上候、以上、

亥四月二日

草場村庄屋

日田御役所

桜竹始 出口より請取  
四月七日昼

會所詰	新三郎	桜竹	女子畑	栗林	大野	南高瀬	寺内	藤山	祝原	勘助
用松	瀨兵衛	上井手	柳右衛門	潤三郎	彦左衛門	小右衛門	貫平	惠五郎		
惣右衛門			庄左衛門							

○一、銀 六百五拾貳匁七分九厘

五馬市村

三

右は、其村々去戌御年貢石代銀、書面ノ之通候条、当月十四日十五日  
両日之内、無相違ノ可相納、尤石代直段之儀は、去ル丑年より去ル  
戌年迄拾ケ年平均相場を以、取立候積ノ江戸表江相伺候儀ニ有之、勿  
論いまだノ伺濟ニハ無之候得共、先ツ右直段ニテ取立之ノ追々大坂表  
江差立候条得其意、小前ノ末々迄嚴敷申渡、右日限無相違可相納候ノ  
廻状村下令受印、刻付を以不限昼夜ノ早々順達、留り村より可相返も  
の也、

亥四月六日

日田御役所

右村々

庄屋

組頭

百姓代

苗代部村始

四月七日申ノ下刻 新城より

受取 五馬一村留り

申ノ中刻出ス

○尾張大納言殿逝去ニ付、普請は今日より三日、鳴物は七日、停止之事、

三月廿六日

右之通御書付出候間、写遣し候、可被ノ得其意候、以上、

三月廿六日

遠 左衛門尉

深 遠江守

筒 飛騨守

内 隼人正

右之通御書付出候間、写遣候間／得其意廻状披見、当日より普請ハ／三日、鳴物ハ七日停止たるへく候間／右之趣小前未々迄不洩様申通、此廻状昼夜刻付を以早々順達／留村より可相返もの也、

亥四月十七日

日田 御役所 印 右 村脱 々 庄屋

組頭

百姓代

未中刻

但 苗代部村始 女子畑村十八日午申刻二受取、即刻継立有之  
高取村留り、四月十八日丑之刻二請取、即小五馬村江順達仕候、

○其村々去戌御年貢石代直段、去ル丑より／去戌年迄拾ヶ年平均直段

一、米 杓石二付 銀九拾貳匁八分八厘 津江筋

一、大豆 杓石二付 銀六拾四目四分六厘六毛 山中附

一、同断 銀五拾七匁三分老厘 海辺附

右之通江戸表江相伺置候処、伺之通／今般御下知有之二付、得其意於村々／去戌年高札場江掛置、其段小前共未々迄／不洩様可申聞置候、廻状村下より令請印／早々順達、留村より可相返もの也、

亥四月十八日

日田 御役所 印 右村々 庄屋

苗代部村始 高取村留り、四月廿四日新城村より／ 組頭

請取、廿五日小五馬村江継立申候 百姓代

○其村々当亥年、菜種取入高手作手絞／之分は取調、書付來ル廿八日迄二可差出候、且／銘々自分遣分は、其旨相認、大坂堺／兵庫等江積出

候分有之候ハハ、右三ヶ所之内／何町何屋誰方売渡、何国何所船頭誰／船二て積廻りと申儀、都て例年之通巨細／取調書可差出候、此廻状早々順達、留村より可相返もの也、

亥四月廿三日

日田 御役所 印

右同断 廿六日 受取、同二十七日右同断、継立申候、

○貯穀麦之分、当亥年詰替、郡方一同／御願申上候処、御開濟二相成候

二付、当年／詰込分は一同新麦出来次第詰立／置候様被仰渡候、此段御承知可被成候、以上、

亥四月廿三日

五馬一信作 様 右之通 控置申候

桜竹新三郎

○ 覚

一、銀 百拾四匁六分七厘 新城村

一、同 四拾八匁八分 芋作村

一、同 貳百五拾五匁老分八厘 五馬市村

一、同 四百貳拾六匁九分老厘 出口村

一、同 百九拾目老分四厘 塚田村

一、同 貳百六拾五匁六分九厘 本城村

一、同 九拾貳匁七分五厘 桜竹村

右は、去戌御年貢石代、去ル丑より去戌年迄／拾ヶ年平均御願申上、右入用江戸表／御差登銀其外共諸人用割賦、書面之通御座候間、当月十五日迄之内、丸屋幸右衛門預り書ヲ以、御納可被成候、以上、

亥五月

会所

前書筋代相勤候処、此節之儀、誠二以御上表余程御骨折之義二て、彼是入用も相掛り、江戸表へ御差登銀猶当方二て取計方、前書之通御座候間、右日限迄之内無間違御納可被成候、尤追々御触も御座可有候得共、先此段筋代より可申達旨二付、書状ヲ以申上候、此状早々御廻シ可被成候、以上、

五月六日

出口弥惣治

同月十日新城村受取申候

- 塚田
- 本城
- 桜竹
- 新城
- 芋作
- 五馬

○ 覚

柴田栄助様御先触 上下 御三人

一、人足 四人

内 忝人 絵板持

忝人 駕籠 忝挺

忝人 両掛 忝荷

右は、当亥宗門絵踏並貯穀改として直入郡村々御廻村、当月十六日

日田御陣屋御出立御着陣御順通

十九日泊

廿日休

菅原

山浦

日田御着陣

五月十八日 筋代

乍恐以書付御願奉申上候

牛馬売買規定之事

一、牛馬売買之義は、先御支配之節申極之通、以来も現銀売買二仕可申事、

但 牛馬売買は、現銀二いたし居日合三日は相定メ、右日限中は牛馬差返シ、代錢引戻し候共差支無之様申極メ、右日限差過候得は、返シ合不相成積り申極仕候、右は斃牛馬等有之節之ため、日限三日と相定候、尤売主買主とも其もの之宅二て相談いたし、売買無様可致事、

一、替牛馬且負錢等請取渡之儀も、前断同様現銀之事、  
但 戻シ合三日之儀は、前ヶ条同様之事、

一、他方より牛馬買二参り候共、前書之趣ヲ以取極、売買可仕事、  
一、馬口旁共途中二て牛馬辻売買等仕、差滞候共、元来申極ヲ相背候儀二付、取上不相成候事、

一、牛馬売買居合三日之内、牛馬差返シ候ても故障申立、代錢相返シ不申極方相拒候もの有之節は、村役人立会、早速申極通取計可申候、尤三日之日限差過候ハハ、決て取用不申候事、

一、他人之持牛馬等、建札致、夜中牽取或は途中二て押取候様之儀、決て致間敷候、若右躰不法之儀於致は、急度為差返候上、取計方相伺候様可致事、

一、牛馬代銀滞之儀、是迄之分申出候共、元来現銀売買二取極メ有之候処不用、規定相背之儀二付、取上申問敷候事、

右は、先支配之節牛馬売買方申極仕、其段御届奉申上御聞濟被成下

候処ノ猶又以来不取締之儀為無之、以前之ノ振合ヲ以相談之上、申極候間、此段御聞濟ノ被成下候様仕度奉願上候、依之惣代私共連印願書奉差上候、以上、

亥五月十八日

日田郡惣代

秋原村庄屋

八兵衛

栗林村庄屋

潤三郎

柚野木村庄屋

仲平

五馬市村庄屋

信作

鶴川内村庄屋

治右衛門

前書之通、先支配之振合ヲ以、此節ノ御願ニ相成候趣逐一承知仕候、依之為後日ノ請印仕置候、以上、

村々 三判

御会所御兩人 当

○一、当亥宗門御改絵踏御廻村、來ル廿一日より御越ニノ相成候間、左様御承知例年之通御心得、諸事ノ差支無之様手廻シ可相成候、此段前以申進候ノ此廻状刻付を以早々御順達可被成候、以上、

亥五月十三日

会所

南高瀬村始

津江筋

大山筋

口五馬筋

奥五馬筋

苗代部村迄

右筋

続木村より受取

新城村繼立

但 五馬市村泊、出口村休、本城村泊、湯山休、

五馬市村

五月廿一日 辰上刻 続木村受取

同刻 新上(城)村江繼立

○一、銀 三拾壹匁三分壹厘

五馬市村

右は、去年五里外被下駄賃、出口江相分ケノ居候間、如斯控へ置申候、五月廿一日決て御触は無御座候、

○ 覚

一、人足 四人

内 一人 絵板持

貳人 駕籠 壹挺

参人 兩掛 壹荷

右は、当亥宗門絵踏貯穀改としてノ我等明後廿一日六ツ時、日田陣屋出立ノ其村々廻村いたし候条得其意、絵踏之儀は例年之通御心得、且

八拾歳以上之／老人は罷出候共留守居いたし候共勝手／次第二候、若病氣等二候ハハ、看病之もの／老人相残、其段可相断候、其外病人之／儀は病人帳差出、他出之ものは成丈／呼戻し、無扱分は老人別取調、他出帳／三役人並五人組印形を可差出候／尤年々引続他出等之分断難相立候間／急度呼戻可申候、且人足繼並渡船／川越休泊等無差支様取計、此先触早々継送り、留村より日田御役所江可相達候、以上、

寺西蔵太手代

中村三郎 印

亥五月十九日

五月廿一日

日田郡

南高瀬村

西高瀬村

昼

北高瀬村

上野村

寺内村

小畑村

泊

石井村

佐古村

同廿五日

川原村

昼

野田村

同廿二日

川下村

北内川野村

昼

山手村

泊

堂尾村

昼

同廿三日

泊

湯木村

泊

大野村

赤石村

昼

中西村

鎌手村

小五馬村

同廿六日 栗林村

万々金村

高取村

続木村

泊 五馬市村

新城村

芋作村

出口村

塚田村

泊 本城村

日田着

桜竹村

赤岩村

昼

湯山村

袖野木村

大鳥村

泊

女子畑村

苗代部村

同廿九日

日田着

泊 梅野村

同廿八日

栃原村

追て休泊二て八御定木錢米代は所之相場を以／相払候条、上下三人分賄用意置可給候、以上、

亥五月廿四日 未刻請取

鎌手村より受取、同刻新城村江繼立申候、

亥六月八日 筋代御用談 善市相勤申候

○一、長崎去戌御廻米欠減、同所詰庄屋／松木弥兵衛殿より掛合書状ヲ以申談方



但 買納代金調達高並郡方申談候事

一、竹藪御林、去々酉年季明二付、尚又／御伺之上買加銀増方相稼候様、右／御林有之村々、筋限取調候事、尤山方にて老人宛惣代相立候積り、

上筋惣代

河内

下筋惣代

一、会所詰交代入札之儀、六月十五日限り／村々筋代御取集、差出方無延引／申談候事、

一、吳崎新開当春より此節迄御普請中／御賄入用並借立ヲ以取計／置候儀二付、郡ニ割合方申談候事、尤未夕／掛りより仕出不申、右仕上之上申談候様／御用序御談置申候、

一、近年米穀高直／二付、御陣屋向定日雇人足等、難渋二付賃／増方歎出、右儘にては難罷出旨断出／御用差支二付、賃錢増方申談候事、

但 老人前五拾文宛増方取計候様申出／居候、此段得と申談之、一、巡見様御用人馬、筋巻冊ニテ書出可申事、

○弥御堅勝可被成御勤珍重奉存候、然は玖珠分／筑前四艘之内、老艘差遅廻艘入津無之／御郡八皆納二相成迄、然ル処、左之通納欠二相成／驚入候儀二御座候、当地御藏御払御座候趣二八／候得共、買替皆納仕り候上ならで八御払始り／不申候、郡方分計り御払願立候て八直段／高直二御座候由、町方ヨリ御払入札仕上候上にて／願立候得は、町方

入札直段被仰付候趣二／御座候、尤当年無御払六ヶ敷御噂二御座候へ共／是ハ御藏掛り御手代中之意地と相聞不申候／何れニモ御払米二無之テ、町米ハ老石二付／拾匁余高ク相当り申候、当時売米八百拾五匁／二御座候、御払入札八百五匁くらひ之噂御座候、追々／御出役様より御掛合二相成り可申候得とも／凡之所申上候、銀子御用意被下度奉存候、

○一、凡銀九貫五百目 納取諸入用

水夫詰六月十日迄 庄屋賃六月十五日迄二して凡そ積

内

拾四貫五百目ヨ 諸払物取立 辻

差引五貫目 過

一、米 八拾六石五斗

出生米納欠

一、米 七拾老石五斗六升

買替納欠

百五拾八石六升

合買納可仕分

右之通御座候、何れ銀拾匁目余御／差送り不被成テは、内入用物等迄仕舞／申問敷、尤米直段二出来候／儀二八御座候得へとも、凡之処申上候、

○一、玖珠郡此節より御藏納可仕分 千八百石余二／御座候二付、買納米相増可申奉存候、此段出勤中も御座候ハ八御沙汰可被申候、

右之段可得貴意、如斯御座候、以上、

五月十八日

上井手惣右衛門 様

松木弥兵衛

用松 瀬兵衛 様

上井手 惣右衛門 印

○其村々当亥八拾歳以上之男女名前前ノ年齢取調、急速可書出候、類無之ノ候ハハ其段も可届出もの也、

日付

御役所

田嶋村

亥六月廿日

財津村

巳中刻出入

六月廿一日未下刻 堂尾村より受取

寺内村

五馬市村

大野村

右村々

役人

○梅雨之砌ニ御座候得共弥御堅勝被成御座ノ珍重奉存候、当村小湊駄船之儀ノ去ル末年大山筋下井手七ヶ所引受ニテ新規ノ仕立申候処、其節熟談之上、当村往還ノ筋渡場船守江差支筋、後年為無之ノ一札申極書等仕置、勿論小湊船守方よりノ御村々江対し奉加無心等申入間敷旨堅ノ申極置候間、万一御村々江小湊船守方より御願ノ申出候ハハ御断り可被成、時節柄早々御無心ノ申入、万一古来私守難<sup>(兼)</sup>茨筋ニ相成候テは出入等ノ出来候様相成、且ハ口々出錢被下候様成行ノ定例之船賃ニ相嵩候テは、船守左八難立行儀ニ付、右之段為念御頼申上候ノ万々一罷出候ハハ、下拙方江御断被下候様ノ奉願上候、此以書<sup>(マ)</sup>キを以為得御意如斯御座候、以上、

五月十五日

口五馬筋  
奥五馬筋

津江筋

右御村々

御役頭衆 様

六月廿一日 写

○一、丁錢 拾九貫八百六十八匁

五馬市村

右は、当亥郡中入用前割、書面之通割賦ノ相触候間、当月廿日廿一日兩日之内丸屋幸右衛門ノ預り書を以御納可被成候、此廻状村名下江御印形ノ被成早々御順達、留り村より御返し可被成候、以上、

亥七月

右村々 御役頭中

会所 印

○一、玉子 五拾也

右は、増井様御用ニ付、此状着次第御村々共ノ御納可被成候、勿論代錢之儀は、納次第相渡可申左様御取計、早々御納可被成候、以上、  
亥七月十日

会所 印

右村々 七ヶ村分

○ 借用錢証文

一、丁錢 千八百六拾壹文

当亥七月元

是は、去ル天保七申六月より西六月迄ノ高木様御支配中、余時入用御交代ニ付、御賄入用ノ其外定式等米穀並諸色高直ニ付、入用相増ノ違

作二付、余時入用仕上辻、御切手御渡二相成候処、郡中入用御取立元  
錢無之、御取替被下候分、

一、同 千七百六拾貫百八拾七匁

但 亥七月元

是は、去ル酉六月より去戌六月迄、当御支配様御入郡より余時入用、  
其外右同断ノ諸色直段高直二付、入用相増仕上辻郡中ノ入用元錢無之、  
御取替被成候分、

合丁錢 貳千七百六拾老貫四拾八文

亥七月元

右は、去ル天保七申より去ル戌六月迄、御陣屋向ノ諸入用其外会所入  
用共定式入用並ノ余時入用口々共、米穀諸色高直二付、郡中ノ入用御  
取立元錢無之二付、御取替被下ノ御陣屋向諸入用無差支致用並忝存  
候ノ早速取立御願申上、返済可致候処ノ御承知之通違作相統候時節柄、  
郡々ノ村々取立方行届兼、難渋仕無抛御迷惑ノ相掛ケ候儀二付、当年  
之処追々年柄ノ立直り候二付余時取立御願申上、來ルノ十一月限り、  
元利一同急度返済可致候ノ右借用錢之儀は、通帳ヲ以入用次第ノ御貸  
渡被下候二付、決て等閑ニ可取計ノ筋無之候間、期日返済方為無遅  
滞ノ錢借用、連印証文差入置候処、如件、

天保十亥年七月

下毛郡惣代

直入

兼惣代

珍珠郡

日田郡惣代

泰右衛門

庄左衛門

藤九郎

泰藏

丸屋幸右衛門 殿

筋代

桜竹 新三郎 印

彦左衛門  
惠五郎  
富右衛門

筋内七ヶ村分

○其村々中西両年貢割附皆ノ濟目錄可相渡条得其意、同年ノ相渡置  
候御年貢通並諸手形類ノ取り揃、持参いたし引替可申候、尤ノ小手形  
類失念等二て罷出候村々はノ引替候儀、難出来事二付、割附ノ目錄ニ  
可引合、手形は不洩様持参ノ可致候、廻状村下令請印早々順達、從留  
村可相返もの也、

亥七月廿七日

日田御役所

○一、人足 拾八人

五馬市村

薄實拾五枚二代ル 大原納

但 屯間二四ふあみ 式間あみ

右は、大原宮八月御神事諸入用物、目錄ノ之通御納可被成候、且御神  
事之節出夫之儀ノ不淨無之もの髪月代等(マツ)いたし、無遅滞ノ罷出、神宮  
寺大宮司江相断候様御申付ノ少も無間違御差出可被成候、此触書、早々  
御順達可被成候、以上、

亥七月廿四日

会所 印

八月朔日 新城村より受取

○一、其御村々貯穀麥御拝借之内、当亥ノ新石ヲ以詰戻且当年年賦御返納ともノ御届書、早々可差出旨被仰渡候間、決てノ無延引御届可被成候、此状刻付ヲ以早々ノ御継立可被成候、以上、

亥六月廿一日 未ノ刻出ス

会所

始一 馬原

二 柚野木

三 大鳥

四 栗林

五 万々金

六 続木

留り五馬市

右村々 御役頭中

追て初詰替御願被成候村方ハ、其段御断ノ書御差出可成候、

此廻状 八月十三日見出候二付、如斯写取申候、

○ 十ヶ年限売渡申野畑証文之事 控

字のぶ山

一、野畑 杓ヶ所

此境 印

東ハ一手野境 西ハひら

たうづ道 北ハ佐平二境

南ハ大平

代拾九文銭 三貫六百目也

右は、当年御年貢御上納方へ差支申候二付、以請人ノ貴殿方へ御相談申入候処、書面之野畑当年ノ年より辰冬迄真年拾ヶ年之間、質券二召

置ノ右代錢儘ニ受取御上納方相済忝存候、然ル上はノ年季之間、野畑御上納被成、右場所御打ノ開御作徳可被成候、尤境書之内は打替荒畑ニノ相成候分、秣「茅」御勝手次第御被刈取可被成候ノ年季明辰冬、元錢差立受返シ可申候、万一其節ノ錢才覚不罷成及遲滞候ハハ、流質地ニ御座候条ノ永々御村方御持分ニ可被成候、且又右場所之ノ儀二付、居村は不及申他村より決て故障之儀無ノ御座候、若御差障之儀有之候ハハ、拙者方より埒明ノ御村方へは少も差支無御座候様ニ可仕候、為後年ノ拾ヶ年限野畑場質券証文、請人加判ノ致置候処依如件、  
天保五年午四月 本城村売主

市三郎 印

本証文、栗林村安右衛門持参候二付、写置

天保十亥八月廿二日

組合受人

喜七

同断

栄五郎

同断

又右衛門

立会人

武右衛門

同断

次三郎

組頭

儀助

五馬市村

新城村

御役頭中

八月廿三日新城村酉刻受申候、

日田郡

○ 亥八月廿四日 於御役所二被仰渡 受取印仕書付

五馬市村

申渡 御掛役 増井百助 様

庄屋

村尾十蔵 様

信作

○右之者儀、上金之儀ニ付御用有之、來ル／廿三日八ツ時、印形持参可  
罷出候、其節此書付／可相返者也、

亥八月廿一日

日田 御役所 印 八月廿三日 酉刻新城より受取

覚

一、御書付七通

此訳 桜武村 廿三日巳刻 湯山より受取、即刻繼立、

本城村 同日巳下刻受取、即刻繼立申候、

塚田村 午上刻 即刻繼立、

出口村 即刻順達仕候、

芋作村 同日未刻 出口村より受取、即刻繼立申候、

新城村 同日芋作村より受取、五馬市村江繼立申候、

五馬市村 同日新城村より酉刻受取申候、

右は、別紙御書付出候間、御村にて普通宛／御受取、即刻刻付を以、  
御廻達可被成候、以上、

亥八月廿一日

会所 印

右村々

○其村々当亥田方検見内見帳取調／早々可差出、且検内取合日限之儀

右被仰渡之趣、一同承知奉畏候／依之御受印形差上候、以上、

亥八月 之候、

但 御廻米高之儀は、村々ニおゐて先去々／酉年之姿ヲ以用意可有

迄／皆川下ケ皆済可致もの也、

右之返済方等ニ差向候もの共於有之ハ、聊／無用捨老人別ニ敵敷遂吟

味条／其旨小前未々迄堅相心得、当九月／朔日より俵拵、同月下旬石

揃之上、改ヲ請／十月上旬より津出、同月十日より川下、十二月十日

迄／皆川下ケ皆済可致もの也、

心得可請改、万一他借等有之もの共之内ニは、心得違ヲ以刈入候節

表長崎御廻米可相成分は、追て／見分之者被差遣候条、兼て其旨／相

の共も有之趣相聞不埒之事ニ候、依之当亥年より稲草刈入次第／江戸

は大切ニ相心得／上納可致所、中ニハ心得違ヲ以等閑ニ相心得居候も

蔵納／及延引候得は、欠減相立候儀は勿論、都て／何事に不依諸入用

相増、郡中一統／表微之基相成、右は畢竟津出方等閑之儀、素より貢

其村々長崎御廻米津出方之儀、近年／及遅々候村方も有之、自然と御

増井百助 様

村々庄屋

連印

も／可申出、此廻状村下二庄屋令受印／刻付を以相廻し、留り村より可相返もの也、

六日亥九月

日田 御役所

五馬市村 初め

午下刻上「野」村より受取、同刻新城村え繼立申候、桜竹村 留り

右村々 庄屋 組頭

○別紙御廻状之趣被成御承知／稲毛刈田何日比と申儀、書付ヲ以／早々相届可申旨被仰渡候間／此御承知可被成候、此段状刻付ヲ以／早々御返可被成候、以上、

亥九月六日

会所

巳ノ刻

五馬市村

桜竹村

右村々 御役頭 中

○其御村々新田御高入検見取場、殿様御直／御見分之儀二付被仰渡候、大急御用／有之候間、三判持参御出勤被成候／披見之上此状御受印被成、此ものえ御返し／可被成候、村ニテ飛脚賃錢御渡可被成候、以上、

九月十五日

会所

新城 拾匁

五馬市 拾匁

芋作

塚田 拾匁

出口 拾匁

桜竹 拾匁

本城 拾匁

右村々

御役頭 中

○一、銀 五分九厘

五馬市村

右は、其村々去ル酉年江戸御廻米納方／出張所入用銀割賦、書面之通候条、來／月十四日十五日兩日之内、取立御年貢初納之節／一同急度上納可致候、廻状村下庄屋令請印／早々順達、留り村より可相返もの也、

亥九月四日

日田

右村々

御役所 九月十九日 新城村より請取

三役人

○其村々当亥御年貢米之儀、兼て／此間中申渡候通御廻米皆津出シ／不相成内は、聊たりとも米売渡致間敷候／万一心得違ヲ以、酒造米二売払候敷又は／借財等之方江振向候もの於有之は、嚴敷／遂吟味、小前末々迄不洩様可申聞候／其上二も等閑二相心得候もの共有之は、召捕／早々可罷出候、廻状早々順達、留り村より可相返もの也、

亥九月八日

日田

御役所 印 苗代部始 高取留り

九月十九日 新城より戌刻請取

同廿日 卯刻五馬市え繼立

村々役人

○一、当亥御廻米手本上中下三袋宛／例年之通収納次第可差出候、以

上、

○一、銀六匁三分老厘

五馬市村

右は、去ル戌年御年貢銀初納より／三納迄之銀高江掛り候納入用銀、  
当亥／二月中凡積ヲ以取立置候処、追々令皆／濟二付、一村限納入銀  
仕出之内、凡積／取立候分引之、納不定之分事書之通／候条、来月十  
四日十五日兩日之内、御年貢／初納一同、急度上納可致候、廻状村  
下／庄屋令請印早々順達、留り村より可相返もの也、

亥九月

日田 御役所 印

苗代部始 五馬市留り／九月十九日新城より請取

右村々

三役人

○一、銀貳貫五拾目

五馬市村

右は、当亥御年貢初納銀割賦／書面之通候条、来月十四日十五日兩日  
之内、急度上納可致候、若不納村方／於有之は、嚴敷遂吟味候条其  
旨／相心得可申、廻状村下庄屋令請印早々順達、留り村より可相返もの  
也、

亥九月

日田 御役所 印

右村々

三役人

苗代部始 五馬市留り

九月十九日新城より受取

○御米方之儀二付、筋代相勤左之通、

一、亥長崎御廻米之内、買替、日田郡／五百石願之積り、

一、御米遣俵拵方、去々西年通、念入可拵事、

但 戌年ハ余り大キニて却て宜無之由、

一、中条御蔵所取繕入用 凡四貫目余、

一、同所駄橋取繕入用 老貫五百目内外／此分升忠より取替可有之事、

一、当亥長崎御廻米、早稲方石揃之上、御見分可有之事、中稻／晚

稲同様之事、

一、江戸御廻米、追々請負人取極方／可有之事、

一、所々出役、当筋下拙書出置候、

但 外筋、未人当相聞不申候、

一、手本米、老「袋」二五合宛三袋、

一、夫食拝借、当亥より御米一同返／納之事、

一、去戌長崎御廻米欠減御役所より御「判符」御仕出 左之通御写取

御米一同壹升欠ニて御納可被成候／御触は無之由ニ御座候、

一、御米高老万百五拾石

日田郡

村々

本欠米 七千四百貳拾三石五斗

出生米

本欠米 二千八百廿八石

買替米

日田郡

玖珠郡 両郡納不足 三百拾七石之内

一、米百五拾八石六斗

日田郡

米八拾五石五斗

出生米之分二成

但 歩合 壹歩壹厘六毛五

米七拾壹石五斗六升

買替之分二成

但 歩合 貳歩五厘三毛〇二毫

一、米 八斗三升四合

新城村

一、同 三斗壹升四合

芋作村

一、同 貳石貳斗壹升八合

五馬市村

一、同 貳石五斗

出口村

一、同 壹石七斗貳升四合

塚田村

一、同 壹石八斗五升五合

本城村

一、同 壹石七斗三升六合

桜竹村

右之通御米一同納出可被成候、且石揃之上ノ御見分之儀、甚迷惑ニ御座候間、暮二毛ノ御座候ハ御出会可申上候、何れ十月上旬之御見分トノ申事ニ御座候、各様いかがに御座候哉逆ノ御断リハ相叶申間敷由ニ御座候、甚こまりノ申候、先ハ右之段如斯御座候、以上、

九月十五日

塚田官兵衛

廿日新城より請取、早速出口ニ繼立申候、

○其村々貯穀割渡候分、酉より卯迄七ヶノ年賦並当亥より辰迄六ヶ年賦可詰戻ノ分之内、当亥詰戻之分、且右之外新穀ノ詰替之分共、收納相濟石数揃次第早々ノ届書可差出候、

一、御買上御困穀有之村方も、新穀詰替ノ相濟候ハハ、是又届書可差

出候、右之趣得其意、此廻状村名下江令請印ノ早々順達、留村より可相返もの也、

日田 御役所

亥九月十九日

苗代部始 五馬一留リノ十月二日酉刻新城より請取

○一、銀 貳百三拾八匁七分九厘

五馬市村

右は、当亥長崎御廻米四ヶ所納入用銀ノ書面之通割賦相触候間、当月十四日拾五日ノ兩日之内、丸屋幸右衛門預書ヲ以、御納可被成候ノ此廻状村名下御請印被成早々御順達、留リ村より御返可成候、以上、

亥十月二日

会所

十月五日 新城より請取 出口江被繼立申候

○今般、村々御案内之儀二付、嚴重被仰渡候間ノ其村々以来之処御元ノ様は勿論、御手代ノ様方御通行之節、急度御案内可被成候、万一ノ等閑之儀有之候節ハ、急度御答可被仰付候旨ノ種々被仰渡候間、此段兼て村役人相心得ノ念入候様可被成候、此状御繼立可被成候、

亥十月三日

会所

城内 中条 田嶋 下井手 刃連 上井手 苗代部 女子畑  
続木 五馬市 新城 芋作 出口

追て出口村ニテハ同刻御往返之節、御先触宮ノ原ノより繼來リ候ハハ、早速村々江御触状御添可被成、此段御願申上候、以上、



○ 覚 十月六日 筋代用談／塚田官兵衛様より相勤候事、

一、去申年夫食拝借、当亥より御廻米／一同御上納可仕事、

一、長崎御廻米、去戌欠米百五拾石御米一同

一、内札 左之通

寺西蔵太支配所豊後国日田郡何村／当亥御年貢米 但 五斗入

右之通相渡候処、相違無之候、以上、

天保十亥年十月

米主 何右衛門

榭取 何左衛門

百姓代何 助

米見組頭

何兵衛

右中折四ツ

○一、先達て被仰渡候当亥御年貢米／十月十日迄石揃之上、村々御廻米

当月／七日より玖珠郡御越、直入郡御廻米御泊休／之節、日田郡奥

五馬筋御検分二毛可相成趣／筋限重立庄屋御付添之儀、被仰渡候、

一、当亥御米入用、十月十四十五日例年／之通、可相納候事、

一、中城御蔵所取繕入用並同所橋入用／去戌長崎御米入用不足共十一

月十五日取立、

一、長崎御廻米日限、十月十五日より附出／可致事、

一、長崎御廻米、所々出役之儀、大山筋／其外より先年之振合申立候

二付、談シ方之事、

亥十月

○上乘番付

十八 桜竹 十四 本城

十 塚田 十六 出口

廿二 芋作 十五 新城

尅 五馬市

(一)内 朱書

〔御米入用〕

一、銀 貳百三拾八匁七分九厘

一、丁錢五匁拾五文

一、同 百四拾八匁貳分七厘

一、同 三匁百拾四文

一、同 貳百尅匁二厘

一、同 四匁貳百廿尅文

一、同 八拾九匁四分尅厘

一、同 尅匁八百七拾八文

一、同 百八拾五匁八分六厘

一、同 三匁九百三文

一、同 貳百六拾七匁九分貳厘

一、同 五匁六百廿六文

一、同 三百六匁尅分尅厘

一、同 七百五拾八文

一、同 銀 尅匁百六拾七匁三分八厘

一、同 貳拾四匁五百拾五匁

但 御米入用銀貳拾尅掛 右丁錢御見分〔柄〕泊休入用可致事、

十月十日迄之内、本城村江継筈之極

尚々小道具之儀は、畑村は御改受候由二御座候得共、当筋手当ノ  
無御座候二付、芋作御氏より宜御執成可被下候、以上、

○玖珠郡戸畑村石揃御改開合候処、左之通

一、当郡御入込日限相分不申候得共、何れノ十三日十四日両日之内と  
申事二御座候、

一、御見分之石数凡二分通、

一、枝郷組々江之御越無之事、

一、榎入は式斗五升、俵二て小道具添と申事二御座候、

右之通聞合來り候、外振合相分不申ノ尤本城より聞合參り候二付、是  
又別段ノ可申上候、右御知セ申上度候、早々如斯御座候、以上、

十月九日

桜竹新三郎

〔一〕内 朱書

〔一〕 〔二〕 〔三〕 〔四〕 〔五〕 〔六〕

新城 芋作 五馬一 出口 塚田 本城

○当亥長崎御廻米、関中城御蔵所ノ津出日限、当月十五日より十二月廿

日迄日数ノ六拾五日限り、津出皆済可致旨被ノ仰渡候間、左様御承知  
可被成候、尤右ノ日限二不拘、御村々共早々津出皆済二相成候様御取  
計可被成候、

一、御米拵方は勿論、縄俵等極々入念ノ候様先達中追々筋代江も申談

候通ノ格別入念拵立相納候様、小前無ノ洩落御申付無等閑御取計ノ可  
被成候、尚又石揃御見分之儀も先達テノ中度々筋代江申談候通、追々ノ

御出役様御廻村御改メ有之候間ノ聊差支無之様、精々御取計置可被成

候、当年之儀は別紙「二テ」嚴重被仰渡ノ等閑之御村方は、急度御吟

味可被ノ仰付候様被仰渡候間、此段可被成御承知候、

一、当亥年、所々出役庄屋名前 左之通

中城詰 渡里 源 平

竹田 伊 助

秋原 八兵衛

塚田 官兵衛

関 寿 平

北高瀬七左衛門

長崎詰 馬原 清三郎

一、御米内札之儀、先達テ筋代江申談ノ候通御認メ、初川下ケニ差支

無之様ノ御村々共両御蔵所江御差出可被成候ノ御出役様御名前はノ中

村三郎様御書入可被成候、

右之通其村々江小前無洩落様御申触ノ可被成候、此状早々御順達可被

成候、以上、

亥十月五日

会所 印

桜竹始 芋作留リ 出口より十日請取

○御見分様、明後十三日、中山田村御泊ニテ山浦ノ御昼休、本城村御入込

塚田村十四日御泊ニ相成候様子、玖珠よりしらせ來候、其外は「」ノ

相分不申候、此段一寸御しらせ申上候、以上、

十月十一日

出口 五馬一 芋作 連平

出口 五馬一

○ 十月六日 筋代御用談

一、御米石揃御見分御廻村二付、郡中より御菓子取計／申談候事、

一、金子 千五百疋 旦那様

一、金子 五百疋 御足輕

一、金子 貳百疋 小者

右は、日田郡御入込、本城村より惣代兩人御機嫌伺／持參可罷出候事

一、津出日限、十月十五日より十二月廿日迄惣皆済／之積二付、石揃

御見分御延引二ても、御見分不拘米拵之上<sup>(2)</sup>津出可致旨被仰渡候事、

但 御見分之節、津出石揃書上之事、

一、御廻村二付、附添庄屋名前筋限申「論」書出候事、

一、買替米未夕御下知済無之候得共、沓歩五厘之積割賦申触候事、受

負人方江代米渡方／早稲八可成丈石揃御見分二差支候間、相渡不申候事、

一、大原屋根葺替入用不足村々分、早々相納候様筋代申談候事、

○ 寺西蔵太手附

御普請役格御廻村御出役

増井百助 様

玖珠郡 日田郡

代太郎村初山浦村より、本城村筋同西高瀬留

相聞候覚

一、御上 千五百疋

一、御次 五百疋

一、小者 貳百疋

五兩貳歩

代銀三百三拾目

御米高割リ之上、員数会所より筋代江可申遣事、

一、御休泊諸入用筋割之事、

一、本城村御入込之節は、筋代沓人宛右御祝儀割合／筋中分取計持參可罷出事、

一、本城行

馬原 草場 河内 鶴川内 石井 栗林 湯山

一、筋中御付添

求來里 友田 小竹 中嶋 上野 留り桜竹

去ル酉御米百五拾九石貳斗四升

一、米 五拾石七斗八升貳合 五馬市村

一、同 貳石貳斗壹升八合 去戌長崎御廻米／御蔵納欠

五拾三石

内

拾八石七斗八升貳合

貳石貳斗壹升八合

三拾貳石

公蔵詰

同所詰

枝公 宮ノ下詰

○ 覚

一、金子 千五百疋

一、同 五百疋

- 一、同 貳百疋
- 一、銀 五兩貳歩
- 一、銀 老叟八分七厘
- 一、同 七分五厘 新城
- 一、同 四匁九分八厘 芋作
- 一、同 五匁六分式厘 五馬市
- 一、同 五匁六分式厘 出口
- 一、同 三匁八分八厘 塚田
- 一、同 四匁壹分九厘 本城
- 一、同 三匁九厘 桜竹

早々御会所納之事、

追て休泊にては御定之木錢米代は其所之相場を以相払候条、上下三人分用意、尤一汁一菜之外馳走ケ間敷儀致間敷候、以上、

○ 覚

一、人足 五人

内 三人 駕籠

式人 両掛貳荷

右は、自分儀其村々当亥御廻米／津出方其外為取調、明後六日／朝六ツ時、日田陣屋出立罷越候条、得其意書面人足無遅滞可／被繼立候、且休泊之儀は戸畑村／着之上、可達条於村々兼て申達／置候通、御廻米高之内、可成丈手繰／いたし改可被請候、先触早々順達／留村ニおゐて自分着之上可被差出候、以上、

亥十月四日

寺西蔵太手附

御普請役格 増井百助 印

玖珠郡

代太郎村 始

後野上村 留

直入郡

釘小野村 始

中村 留

玖珠郡

田野村 始

山浦村 留

日田郡

本城村 始

塚田村

出口村

芋作村

十月十五日休

五馬市村

新城村

桜竹村

口筋同十五日泊 赤岩村 始

続木村 留

小五馬村 始

高取村 留

女子畑村 始 苗代部村迄

馬原村 留

渡里村 始

西高瀬村 留

十月十四日朝 出口村より請取 新城村江繼立申す候、

○ 藪御改御見分様、

明十四日／本城村始御入込二相成候間、御改／村々石揃之儀ハ勿論、其外／別段被仰渡候御用有之／候間、小前老人も不残庄屋／宅江御着前二相揃置候様可被成候、尚又御休泊左之通被／仰渡候間、左様御承知御手当可／被成候、御先触ハ先比御差出被成／候

間、右之段下拙共より申達候様／被仰渡候間、此段申進候、早々以上、

十月十三日 中山田より

亥刻出ス

塚田官兵衛

芋作 連平

改手代

中村 三郎

庄屋

米見組頭

十四日御泊

十五日御昼

同御泊

塚田

五馬市

赤岩

十六日御昼

十六日御泊

柚の木

鎌手

別紙御先触之通、御廻村／被遊候間、御承知之上早々御順達可被成候、尤人足之儀は次／村より御案内、一同御差出／宗門御改之振合人足御／案内等御手当御繼立可被成候／御休泊之儀は、別段御申触／二付、御心得可被成候、以上、

亥十月四日

会所 印

玖珠郡

直入郡

日田郡

右村々 御役頭 中

十月十三日出口村より／請取 新城繼立申候、

○寺西蔵太支配所豊後国日田郡

当亥御年貢米 但 五斗入

五馬市村

右之通相改候処相違無之候、以上、

米主

榎取

天保十亥年十月

百姓代

○十月十日 筋代御用

一、御年貢銀御上納二付、金子掛屋／納之儀、直段銀六拾目二ては大坂御／掛屋二て金子を以正銀引替出来兼、尤／判金揃二候得は六拾目貳分余二も／相替候得共、外品物壹分金銀貳朱金／銀耆朱等二ては右判金より三分五厘余／下落二て引替二相成、左候得は六拾目内二入／然ル処先達て御触も有之、金直段／六拾目以上通用被仰渡有之、左候ては／当所掛屋難渋二付、掛屋中より願書／差出、右二付此節御召出之上、村々心得方／被仰渡候、

但 是迄之処、当所之儀日州四日市と「麦」金／直段銀直段御上納日限前申極、取立後欠／過差引無之、御年貢銀受負之姿二相聞／以甚不宜、右二付、以後之処六拾目二て相納／置、大坂表御金蔵御上之上、大坂掛屋／直段相場を以欠過差引可致事、

一、此節御廻村御休泊方入用方／之儀、筋内限助合候極、但 御昼村方へ／拾九錢百五拾目、御泊村方へ同三百目之積／助合遣申談候事、  
一、去戌 西御本丸御炎上二付、村々御国恩冥加上／金之儀、先達て御召出被仰渡候通／当亥より五ヶ年賦御上納之儀、年々十一月八日／御取立二付、銘々持參御上納可被致旨被仰候事、  
一、先達て申談候増井様御廻村二付、取計／もの之儀、筋限別紙割合之通、当月／十四日十五日御上納之節、一同筋代取集、当／所江向差出候事、

一、此節御廻米石揃御見分御席／去戌長崎御廻米御蔵納欠減／当亥新

穀早廻シ之儀、別段御改有之由、右二付、村々ニても相心得、石数劬口米ノ相備置候事、

一、右同斷御序、貯穀粉粟麦等ノ御改之由是、又年賦返納詰戻シノ之分積置候事、

但 御買上御困粉有之村方は、一同詰替ノ置御改請候事、  
一、貯穀詰替御届之儀左之通り、尤ノ村々相認会所江差出候事

○ 以書付御届奉申上候

粉惣高相認候事

何郡

一、粉—— 此処江惣石辻六ヶ年二割

何村

老ヶ年分

当亥詰戻シ之分

右は、私共村方貯穀粉御拝借仕ノ当亥より來ル辰年迄六ヶ年賦御返納之内ノ当亥詰戻シ之分新粉を以、書面之通詰戻シノ郷蔵江相困置申候、依之印形以書付御届ノ奉申上候、

亥十月

三判

買替米

日田

御役所

右之条々致承知候、早速組合村江ノ通達可致候、依之致印形置候、以上、  
亥十月十日

渡里村庄屋

源平

竹田村庄屋

千五百貳拾三石五斗

一、同 貳拾六石

一、同 貳拾三石

一、同 三石五斗

一、同 八石五斗

一、同 拾八石

一、同 拾九石五斗

一、米 拾四石

伊助

秋原村庄屋

八兵衛

中嶋村庄屋

慎次

南高瀬村庄屋

彦右衛門

万々金村庄屋

六右衛門

柚の木村庄屋

仲平

五馬市村庄屋

信作

赤岩村庄屋

「善」助

桜竹村

本城村

塚田村

新城村

芋作村

五馬市村

出口村

日田郡惣ノ辻

○一、丁錢 拾九貫八百六拾八文

五馬市村

右は、來子郡中入用前割、書面之通ノ相觸候條、來ル十一月朔日二日  
兩日之内、丸屋ノ幸右衛門預り書ヲ以可相納候、此廻状村名下江ノ庄  
屋令請印早々順達、留り村より可相返もの也、

亥十月十四日

日田

右村々

御役所

庄屋

組頭

○一、同 壹貫七百五拾七文

五馬市村

右は、当亥三ヶ所御初穂例年之通ノ割賦相觸候間、來ル十一月朔日二  
日兩日之内ノ丸屋幸右衛門預り書ヲ以御納可被成候、此廻状ノ村名下  
二御請印被成早々順達、留り村よりノ御返可被成候、以上、

亥十月

会所

右村々 御役頭 中

○亥貳納

一、銀 貳貫五拾目

五馬市村

例年同文言

○一、金 百疋

五馬市村

一、同 百疋

出口村

一、同 百疋

塚田村

一、同 百疋

本城村

一、同 百疋

桜竹村

一、同 百疋

新城村

一、同 百疋

芋作村

老兩三分

右は、天保四巳高入新田御檢見二付、北高瀬村ノ御廻村入用割賦辻、  
如斯御会所より被仰聞候ノ二付、筋内相觸候様被仰聞候二付、此段申  
遣ノ右之内拾八ヶ村右同断之事、十一月朔日二日納之事、其御村々去  
戌納入用並淺草御出張所入用銀共ノ当月御上納一同相納候様、御廻状  
ヲ以被ノ仰渡有之候処、今以相納不申、甚不埒之段ノ被仰渡候、此状  
着次第即刻御納可被成候、尤其節去戌年御銀御通、無失念ノ御持參御  
差出可被成候、右之段急飛脚ヲ以相達候様嚴重被仰渡、無等閑ノ御取  
計可被成候、以上、

亥十月廿日

会所 印

中城 堀田 竹田 馬原 女子畑

柚ノ木 大鳥 五馬一 出口 続木

右村々 七匁五分

御役頭 中

○一、米 五石貳斗貳升

五馬市村

此欠 壹斗五升七合

右は、去ル申夫食御拝借被仰付候分ノ当亥より來ル卯迄五ヶ年賦、当  
亥江戸御廻米ノ書面之通、御上納被仰付候間、右本欠ノ之外、石貳拾  
目相添、外江戸御廻米一同ノ中城御蔵所へ御附出御皆済可被成候、此  
廻状村下御請印被成早々御順達、留り村より御返し可被成候、以上、

亥十月廿五日

会所 印

○一、銀 百拾六匁五分六厘

五馬市村

右は、去戌長崎御廻米遲納二付、所々御蔵所入用並長崎御蔵納諸入用ノ相増、前割引残り並中城蔵所東蔵ノ筈同替、其外同所郡方引請橋取繕入用共ノ先達て筋代申談候上、書面之通割賦相触ノ申候間、來ル十一月十四日十五日兩日之内、丸屋幸右衛門預リ書ヲ以御納可被成候、此廻状早々順達、留村より御返し可被成候、以上、  
亥十月十八日

会所 印

○下中城 御蔵所 写

一、米 百三拾石六斗九升壹合

内 米 百貳拾九石三斗九升七合

外 本欠 貳拾三石貳斗三升

一、米 貳石貳斗四升

内 貳石貳斗壹升八合

外 本欠 貳拾三石貳斗三升

一、米 貳石貳斗四升

長崎廻

一、米 八石貳斗五升八合

外 本欠 貳拾三石貳斗三升

一、同 六斗

外 本欠 貳拾三石貳斗三升

一、同 五石貳斗貳升

外 本欠 貳拾三石貳斗三升

江戸廻

夫食返納

三

○一、本欠合 米 百三拾石九斗三升壹合

五馬市村

内 米 貳石貳斗壹升八合

去戌納不足 新穀引替 御廻米

外 本欠合 米貳拾三石貳斗三升

買替米

其村々当亥御年貢長崎御廻米並同所ノ買替米、戌新穀御廻米之分は、書面之通残石ノ之分俵拵繩繕等能々入念、早々皆済可被致候ノ御取締向之儀は、此間中廻村之節達シ有之ノ候通、弥堅相守、御廻米不相済以前少成方共ノ酒造米等二買入候儀ハ勿論、私之借貸ニ御米等取引いたし候儀、相聞クニおゐてはノ双方召捕、嚴敷御吟味可相成候条、心得違ノ被致間敷候御趣意之趣厚相心得ノ出精いたし候村々は、去月中より追々皆済相成候間ノ其趣被相心得、皆済之儀日限二不拘、早々皆済可被致候、此状村下令請印、昼夜二ノ不限刻付ヲ以早々順達、留村より関河岸ノ蔵所江可被相返候、以上、  
亥十一月二日

亥十一月二日

卯ノ上刻出ス

関河岸出役

寺西蔵太 手代

田口茂一良 印

右村 役人

○江戸御廻米

一、米 八石貳斗八合

外 本欠 貳拾三石貳斗三升

五馬市村

粉御廻米



同御廻米

一、同 六斗

此欠 式合

右は、当亥江戸御廻米並書物之通ノ二候間、本欠之外右式拾目ツツ相添、外御廻米一同ノ御蔵所江御附出御皆済可被成候、当年之儀はノ別て御躍立二付、早々津出皆済二相成ノ候様、御取計可被成候、此状御村下御請印被成刻付を以御順達、留り村より御返し可被成候、以上、

亥十一月朔日

会所

同六日新城より請取

〇一、米 五石式斗式升

五馬市村

此欠 老斗五升七合

右は、去申夫食御借用被仰付候分ノ当亥より來ル卯迄五ヶ年賦、当亥江戸ノ御廻米書面之通御上納被仰付候間、右ノ本欠之外石式拾匁相添、外江戸御廻米一同ノ中城御蔵所へ御附出御皆済可被成候、此廻状ノ村名下御請印被成早々御順達、留り村よりノ御返可被成候、以上、

亥十月廿五日

会所 印

式重二成

〇徳川右兵衛殿 逝去二付、鳴物は今日より三日停止ノ普請は不苦候、

十月十二日

右之通御書付出候間、写遣シ候、可被得其意候、以上、

十月十二日

遠 左衛門尉

深 遠江守

明 飛騨守

内 隼人正

右之通御書付出候間、写遣し候、得其意ノ廻状披見、当日より鳴物は三日停止、普請はノ不苦候、右之趣小前未々迄、不洩様申通ノ此廻状昼夜刻付を以早々順達、留り村よりノ可相返もの也、

亥十一月八日 日田

御役所

苗代部始 高取留り

十一月十日 申刻新城村より請取

小五馬村即刻継立申候、

十一月六日 筋代

〇御請書之事

当亥御年貢長崎御廻米之儀、先達て中ノ御出役様御廻村被遊、御米御見分之上ノ米拵は勿論、縄俵拵等入念、早々ノ津出方出精可致旨被仰渡、村々共ノ日割帳御差出被成候二付、今般郡方ノ出石辻御取調二相成候処、右日割通ノ出石無之村々共、甚等閑之段如何相心得ノ候哉、村々出石辻書出候様、嚴重之ノ御取調被仰渡、重々奉恐入候、且ノ可成丈天氣之内、小前躍立御日限二ノ不拘出精皆済可仕旨、是又被ノ仰渡候間、右之段小前無洩落御申達ノ被成、村々共津出「」取候様御取計ノ可被成候、

右之趣被仰聞承知仕候、依之私共ノ惣代御請印形仕置候処、如件、

天保十亥年十一月六日 日田郡大山筋惣代

高取村庄屋 武左衛門

中城御蔵所

川内村

泰右衛門

五馬市村 信 作

四人当

北廻村

宗左衛門

苗代部村

祐右衛門

求來里村

富右衛門

南高瀬村

彦左衛門

り敵重二可申渡候、

五月

右之通可被相触候、

右之通御書付出候間、写遣シ候、可被得其意候、以上、

六月六日

遠 左衛門尉

深 遠江守

明 飛驒守

内 隼人正

右之趣可被相触候、

五月

○近年在方浪人もの等を留置、百姓とも武芸を学び、又は百姓同士相集り稽古いたし候も相聞候、農業を妨ケ候計ニモ無之、身分をわすれ「氣かさ」ニ成行候基ニ候得は堅相止可申候、勿論故無之、武芸師範いたし候もの等猥ニ村方江差置申間敷候、

一、百姓共之内、江戸町方火消人足之身躰を真似、出火二事寄セ大勢ニて遺恨有之者なとの家作家財を打こわし、或は頭分と唱え組合を立、喧嘩口論を好候者共も有之由甚以不埒之事ニ候、急度相慎惣て風儀を宜可致候、右之趣、村役人共々々申教、不作法もの無之様心を附可申候、若相背ものは召連可訴出候、

右之通、文化二五年御勘定奉行より、関東内領分知行之面々家來呼出、申渡置候処近來猥ニ相成、心得違之者も有之哉ニ相聞、如何之事ニ候、此上右申渡之趣、相背候者有之におゐて八当人は勿論、村役人共迄急度可申付条、関八州御料は御代官私領は領主地頭よ

右之通御書付出候間、堅相守可申、万一等閑相心得居候者於相聞は、敵敷遂吟味条得其意、小前未々迄不洩様、急度可申聞置候廻状村下令受印早々順達、留村より可相返者也、

亥八月十四日 日田

御役所 印 十一月十日 新城より請取

日田郡村々 陣屋廻始五馬一留り

○当亥石代直段

山中附村々

一、大豆 壹石二付

銀六拾貳匁九分八厘

一、口米 壹石二付

銀八拾三匁叁分三厘七毛

御伝馬入用

一、米 壹石二付

銀七拾八匁叁分三厘七毛

○一、銀 貳貫九百七拾五匁三分

五馬市村

右は、其村々当亥御年貢三納銀割賦／書面之通候条、来月十四日十五日兩日之内／急度上納可致候間、不納いたし候もの／於有之は、嚴重遂吟味条、其旨相心得／廻状村下令受印早々順達、留村より可相返者也、

亥十一月廿日 日田

御役所

右村々

庄屋

組頭

百姓代

十二月四日 新城より受取

同日 小五馬市江繼立申候、

○一、銀 拾壹匁七分八厘

五馬市村

右は其村々拝借罷在候助合穀銀差出／銀之内、当亥年分取立辻書面之通候条／來ル十二月十五日無相違可相納候、廻状／村下庄屋令請印早々順達、留り村より可相返もの也、

亥十一月廿二日 日田

御役所

大野村始 大鳥村留り

十二月六日 小五馬村より受取

同日 新城村え繼立申候、

○当亥御年貢三納御銀之儀、年延御願／奉申上候処、七步通此節御上納相残り候／三分通來子三月上納被仰付候間、此段／厚御心得御組合村々江即刻御触可被成候／尤御年貢銀以來年延等決て相成不申候段、

被仰付候間、此段申進候、早々以上、  
亥十二月 十二日  
戌下刻請取

五馬市 信作 殿

会所 印

(以上)